

(趣旨)

第1条 この基準は、協同組合金沢問屋センター バナー広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）に基づき、広告媒体への広告の掲載に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、掲載要綱で使用する用語の意義の例による。

(業種等に関する基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又はこれらの業を営む者に係る広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) ギャンブル（公営競技及び公営くじを除く。）に関する業種
- (4) たばこに関する業種（喫煙マナーの向上に係るものを除く）
- (5) 青少年の身体若しくは精神又は教育に有害であると認められるもの
- (6) 麻薬、売春等を肯定し助長するようなもの
- (7) 投機的商品に関する業種
- (8) 占い又は運勢判断に関する業種
- (9) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業
 - (11) 法律の定めのない医療類似行為に係る業種
 - (12) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種
 - (13) 社会問題を起こしている業種
 - (14) その他広告媒体に掲載する広告に係る業種として適当でないと当組合が判断するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第1号に規定する再生債務者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第6項に規定する開始前会社又は同条第7項に規定する更生会社
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他これらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
- (4) 各種法令に違反している者
- (5) その他広告媒体に掲載する広告に係る者として適当でないと当組合が判断する者

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は当組合が別に定める。